

2023年(令和5年)7月6日

株式会社CHICKEN GYM
代表取締役 山本 康太 様

特定非営利活動法人消費者ネット広島
理事長 木村 豊
(連絡先)



〒730-0017
広島市中区鉄砲町1番20号
第3ウエノヤビル3階D号室
特定非営利活動法人消費者ネット広島
TEL(082)962-6181 FAX(082)962-6182

終了通知

拝啓

当法人の令和5年4月28日付「質問書」に対し、貴社より令和5年5月19日付「返答書」にてご回答を頂きありがとうございました。

令和4年12月19日付「申入書」の「「申入れ事項1」については、「チキンジム利用規約（以下「規約」といいます）」第2条「⑦解約時の清算金に関して」において、平均的損害と思われる金額を除いた残額の会費を返還する内容に改められており、また、「申入れ事項2」については、改訂後のウェブページの「プラン・料金」において、消費者がプラン名、入会金、税込のプラン料金の総額を知ることができる表示に改められており、信販会社を利用した分割料金の表示などが削除されています。

そして、「質問書」の「質問事項」については、規約第2条「②トレーニングチケットの有効期限に関して」において、「契約書に記載の役務提供期間」とはいかなる期間が設定されているのかが不明瞭ではあるものの、「なお、役務提供期間を過ぎた後の解約および返金は不可となります。」と記載され、解約時の清算の対象となるトレーニングチケットは、役務提供期間内の未消化分のトレーニングチケットであることが理解できるような記載に改められています。

以上からしますと、各申入れ事項および質問事項については、一定の改善がなされたと判断し、当法人としては、消費者契約法及び景品表示法に照らし全く問題がないと保証する立場ではありませんが、貴社が自主的に改善され、消費者への不利益が一定程度改善されたことを評価させていただきます。

よって、本通知書をもって、この度の当法人から貴社に対する申入れは、終了とさせていただきます。

もっとも、規約第2条「⑥解約に関して」において、解約の条件として「トレーニング予約の日時変更実績が2回以内であること。」等と規定されていることや、「契

約書に記載の「役務提供期間」が不明瞭であることからすれば、解約の制限などによって消費者が不利益を被るおそれが否定できません。そのため、規約の定め及び運用においては、消費者契約法の趣旨目的にかなうよう今後も改善を継続し、適切な運用をして頂くようお願い致します。

今後、一般消費者などから、当法人に対し、貴社についての情報提供があった場合には、改めて質問や申入れをさせて頂く場合もあるかと思いますが、引き続き、貴社におかれましては、消費者に配慮した事業活動を行って頂きますようお願い申し上げます。

敬具